3. イギリス ⁹⁸

イギリスにおいては、TNA (The National Archives (イギリス国立公文書館))が、政府記録管理における中心的な役割を担っている ⁹⁹。TNA は、DCMS (Department of Culture, Media and Sport (文化メディアスポーツ省))が所管する執行機関に該当し、政府機関の記録管理に関する監督業務や、記録の保管・修復・展示等の業務を行っている。イギリスでは、1950年代以来、グリッグシステムと呼ばれる 2 段階の評価選別の仕組みが長く行われてきたが、新しい評価選別の仕組みが現在取り入れられている。

イギリスにおける評価選別の概要を図 3-1 に示す。

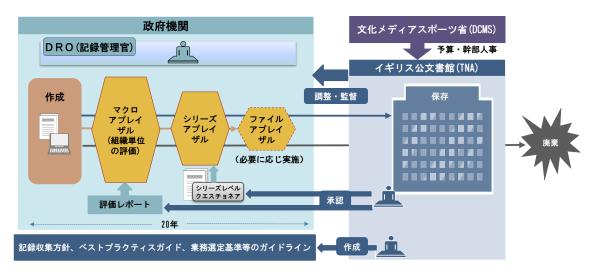


図 3-1 イギリスにおける評価選別システム 100

本章においては、TNA を中心にイギリスの記録管理について整理する。

3.1 公文書管理担当機関及び公文書館の組織・体制

イギリスの政府機関は、閣僚である閣内相が長を務める大臣省(Ministerial departments)と、閣外相が所管する非大臣省(Non-ministerial departments)の2つに区分される。図 3-2 に示すように、首相の下には現在、24の大臣省及び22の非大臣省が置かれている。さらに、省から独立して関連業務を執行する執行機関(Executive Agency)

⁹⁸ グレートブリテン及びアイルランド連合王国を本省では原則としてイギリスと表記する。同連合王国内の地域であるスコットランドやウェールズなどと並列して「イングランド」を表記する場合は「イングランド」と表記する。

 $^{^{99}}$ TNA は、イングランド及びウェールズの中央公文書館 であり、スコットランド及び北アイルランドには個別に同様の機関が存在している。

¹⁰⁰ 次の資料等を基に、三菱総合研究所作成。TNA「Best practice guide to appraisal and selecting records for The National Archives」

も存在する。TNA は非大臣省に属するとともに DCMS¹⁰¹の執行機関として位置づけられてい る。

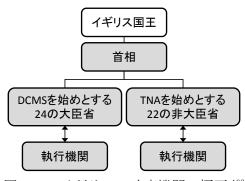


図 3-2 イギリスの政府機関の概要 102

3.1.1 公文書管理担当機関及び公文書館の権限・機能、組織形態

(1) 根拠法

TNA は、1838年に設立された PRO (Public Records Office (公記録局)) を母体として いる ¹⁰³。その後、1958 年公記録法(The Public Records Act 1958)により、政府記録の 定義が明確化され、PRO と政府機関との役割の分担が示された。具体的には、政府機関の 役割として、作成した記録について責任をもって評価選別を行い価値の高い記録を PRO に 移管すること、PRO の役割として、文書の評価選別・移管等に関するガイダンスを整備・ 調整するとともに政府機関の記録管理の監督を行うこと等が定められている。

またイギリスにおいては、執行機関の長は大臣と枠組協定書 (Executive Agency Framework Document)と呼ばれる一種の契約を定めることとされている。これにより、大 臣は執行機関の監督責任を果たし、一方、執行機関の長は枠組協定書で定められた業績目 標を達成する責務を負う 104。上述のとおり、現在 TNA は DCMS の執行機関として位置付け られている。TNA の枠組協定書を表 3-1 に示す ¹⁰⁵。

^{101 2015} 年 9 月 17 日に従来の所管官庁であった大法官・法務省から移管された。次の資料を参照。 TNA HP (http://www.nationalarchives.gov.uk/about/news/machinery-of-government-change-the-natio nal-archives-moves-to-dcms/)

¹⁰² 次の資料を基に、三菱総合研究所作成。(https://www.gov.uk/government/organisations)

^{103 2003}年には PRO と王立手稿史料委員会(Historical Manuscripts Commission)が統合して TNA という 名称となり、2008年には王立印刷局(Her Majesty's Stationary Office)と公共部門情報局(Office o f Public Sector Information) も統合され、現在の TNA の姿となった。

¹⁰⁴ 石見豊「英国の行政機構に関する覚書」『国士舘大学政経論叢』2013(2), P61(https://kiss.kokushik an. ac. jp/pages/contents/0/data/1004880/0000/registFile/0586_9749_164_03.pdf)

¹⁰⁵ 調査時点では DCMS と TNA 館長の枠組協定書が公開されていなかったため、表 3-1 は大法官・法務省と TNA 館長の間で締結された枠組協定書である。

表 3-1 枠組協定書の記載内容 106

| 項目 | 内 容 | |
|--------------|--------------------------------|--|
| 組織の目標と目的 | 組織のビジョンとして以下の3つを示すと共に、具体的な組 | |
| | 織の目標について定めている。 | |
| | ・政府の情報管理を主導し変革する | |
| | ・今日の情報を未来に残すことを保証する | |
| | ・人々に歴史史料を提供する | |
| 責任、関係性及び説明責任 | 大法官、法務大臣、TNA 館長の責任及び説明責任 | |
| 計画、報告及び統制 | 戦略プランやビジョン、業務計画、KPI、報告と監査、主要 | |
| | 業務領域、異議申し立て手続き等 | |
| 公共サービス | ウェブサイトによる情報サービスの提供、苦情への対応、研 | |
| | 究者及び政府関係者の研究調査支援等 | |
| 予算 | 予算源、予算執行権限等の TNA 館長への委任、会計処理の遂 | |
| | 行、外部監査、内部監査、購買等 | |
| 人事 | 公務員雇用条件の保証、財務省ガイドラインに基づく採用・ | |
| | 職場教育の実施、職級に応じた人員配置、労働組合への加入 | |
| | 可否等 | |
| 改訂と公開 | 本文書の改定、公開方法等 | |

(2) 機能、組織形態

TNA は、最高経営責任者 (CEO) である館長をトップとして、6 つの部署から構成されている。具体的には、館長のもとに、パブリックエンゲージメント局、デジタル局、最高執行責任者、情報政策・サービス局、調査・収蔵資料局、CEO 執務室の6 つの部署から構成されている。TNA の組織図を図 3-3 に示す。なお、本項における図版は、スタッフ部門をグレー、現業を所掌している部門を白で示す



¹⁰⁶ TNA HP (http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/executive-agency-framework-agreement.pdf)

¹⁰⁷ TNA HP (http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/organisation-chart.ppt) なお、本項に掲げる各局の組織図も本資料に拠る。

CEO の秘書機能である CEO 執務室を除く 5 局の構成と概要を以下に示す 108。

1) 最高執行責任者(COO)

最高執行責任者は、財務や人事、知的財産等いわゆるコーポレート部門のほか、各種プロジェクトの取りまとめを担当する戦略プロジェクト担当、そして、セキュリティや IT 関連事業を所掌している。



図 3-4 最高執行責任者組織図

2) パブリックエンゲージメント局

パブリックエンゲージメントとは、イギリスの高等教育政策の中で用いられる表現で、一般大衆や市民団体、公共団体、産業界など「パブリック」とのインタラクション(交流・相互作用)を約束するという意味合いである 109。

TNA の場合、広報など一般に情報提供を行う業務のほか、利用者向けサービス等を所掌する組織をこのように呼んでいる。

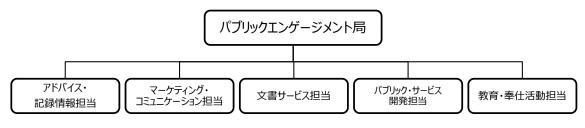


図 3-5 パブリックエンゲージメント局組織図

3) デジタル局

デジタル局はその名のとおり、システム開発、Web 関連の業務、デジタル保存に関する業務等を所掌する技術部門である。

¹⁰⁸ 前掲(107)において、CEO 執務室の組織図は存在していない。

¹⁰⁹ 次の資料等に基づく。(https://www.britishcouncil.jp/sites/default/files/pro-he-pe-ri-symposium-slides-paul-manners.pdf)(http://www.publicengagement.ac.uk/explore-it/what-publicengagement)

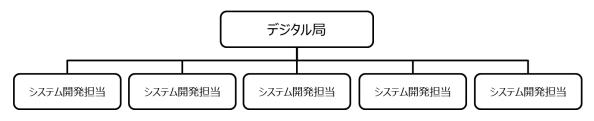


図 3-6 デジタル局組織図

4) 情報政策・サービス局

情報政策・サービス局は、移管や評価選別を担当する部署であり、政府からの記録の移 管や情報管理等に関する業務を所掌する。

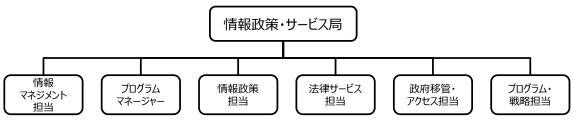


図 3-7 情報政策・サービス局組織図

5) 調查·収蔵資料局

調査・収蔵資料局は、目録の作成等収蔵された資料の管理一般を担当するほか、調査研究等に関する業務を所掌している。

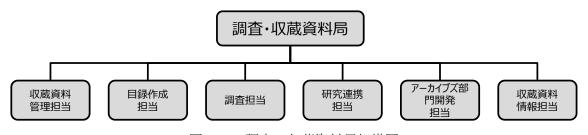


図 3-8 調査・収蔵資料局組織図

3.1.2 公文書管理担当機関の構成 110

本項では、TNA の所在地や職員数、人事政策に関して整理する。

¹¹⁰ 本項の記述は主に、TNA へのインタビュー調査に基づく。

(1) 所在地

TNA は、ロンドンの西部、テムズ川南岸のキューガーデン(キュー王室植物園)の近隣の敷地に位置している。(図 3-9)

TNA は旧館と新館に分かれており、旧館は中央部の玄関から向かって左側の施設であり、記録の収蔵・閲覧を行っている。新館は向かって右側の施設であり、職員のオフィス及び記録の収蔵等に利用されている。



図 3-9 TNA 本館 111

(2) 職員数

TNAで勤務している職員数(実員)の推移は表 3-2 のとおりである。

表 3-2 職員数 (実員) 112

| 2012-13 年 | 2013-14 年 | 2014-15 年 | 2015-16 年 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 630 | 607 | 609 | 615 |

¹¹¹ 出典:現地調査時に、三菱総合研究所撮影。

¹¹² TNA 年報「The National Archives Annual Report and Accounts 2013-14」参照。なお、2015-2016 年については、予定値である。

(3) トップマネジメントのキャリア

館長は所管する省の大臣が任命する 113 。館長は、記録管理業務に関する幅広い知識だけでなく、大臣やほかの政府機関の幹部との折衝を行うこと等、館の業務を遂行するためのリーダーシップと人格も求められる。そのため、館長に求められる具体的な資質としては、以下が挙げられる 114 。

TNA 館長に求められる具体的な資質

- 歴史・アーカイブに関する知見
- リーダーとして自らの弱さを認識し、その脆弱性を自己管理する能力
- 自らの行動の正当性を意識し、その正当性を維持する能力

館長及び館長代理の職について、アーキビストとしての専門教育を受けていることは必ずしも求められていないが、直近3名の館長については表3-3に示すとおり、公文書館や図書館等における業務管理経験を有している。

 $^{^{113}}$ 2015 年 9 月 25 日に TNA の所管が同省に移るまでは大法官及び法務省が所管しており、現任のジェフ・ジェームス氏は法務省の任命による。

¹¹⁴ インタビュー結果による。

表 3-3 TNA 館長の経歴(直近3名)

| 在任期間 | 氏名 | 経歴 |
|---------------------------------------|---|--|
| 2014/7/29 ~ (現職) ¹¹⁵ | Mr. Jeff James 116 (Mr. Jeffrey Daniel Dominic James) | 【学歴】 ¹¹⁷ オープン・ユニバーシティ 卒業 ハートフォードシャー大学 学術修士 【職歴】 ¹¹⁸ イギリス王立海軍 上等兵曹 リード大学 サービスグループリーダー スイフトリサーチ社 オペレーションマネージャー 大英図書館 業務部長 TNA 業務・サービス部長 ¹¹⁹ 勅許住宅協会 副最高経営責任者 |
| 2010/3~ 2013/10 | Mr. Oliver Morley ¹²⁰ | 【学歴】 ケンブリッジ大学 経済学修士 ロンドンビジネススクール 経営学修士 【職歴】 トムソン・ロイター 国際販売業務部長 同 ノルウエー販売部門長 TNA 利用者・ビジネス開発局長 ¹²¹ |
| 2005/10~ 2010/3 | Ms. Natalie Ceeney ¹²² | 【学歴】 123 ケンブリッジ大学ニューナムカレッジ 【職歴】 イギリス保険庁 マネージャー マッキンゼーアンドカンパニー 戦略コンサルタント 大英図書館 業務・サービス局長 |

 $^{^{115}}$ 2013 年 10 月~2014 年 7 月 28 日の期間は、館長代理としてクレム・ブロイヤー氏(現 TNA COO)が就任していた。

¹¹⁶ 出典: (http://www.nationalarchives.gov.uk/about/our-role/executive-team/jeff-james/) なお、 学歴等もこの資料による。

¹¹⁷ Who's Who 2016. Oxford University Press. November 2015. Retrieved 11 March 2016.

¹¹⁸ linkdin (https://uk.linkedin.com/in/jeff-james-76b248b6)

 $^{^{\}rm 119}$ Director of Operations and Services

¹²⁰ 出典: (https://www.gov.uk/government/people/oliver-morley)なお、学歴等もこの資料による。

¹²¹ Director of Customer and Business Development。次の資料に基づく。

⁽http://ica2012.ica.org/files/pdf/Full%20papers%20upload/ica12Abstract00342.pdf)

¹²² 出典: (https://uk.linkedin.com/in/natalie-ceeney-cbe-8050791)

¹²³ テレグラフ紙 HP(http://www.telegraph.co.uk/news/uknews/1496104/Management-consultant-gets-top-post-at-Archives.html)

(4) 一般職員の人事

TNAでは新卒採用、終身雇用を前提としたキャリアパスは存在しておらず、館長以外の全ての職員は、政府の国家公務員任用委員会 (Civil Service Commission) の公募により採用されている。同委員会のサイトでは、公募中の職種を一覧することができる 124。

国家職員の職級 (Grade) は一般職員と上級職員に大別される。

上級職員の俸給は£58,200 - £117,800 (約9,378,000円~18,864,000円) である 125 。一般職員の場合は、表 3-4 のように 8 つのバンドに分けられ、約240万円~1,100万円程度の俸給となっている。TNA の職員では局長 (Director) が上級職、部長・課長相当の職員がバンド 6 (6 に該当している。

| バンド | | 年俸 |
|-----|--------------------|--|
| A | £13,770 - 16,630 | (2, 205, 000 - 2, 663, 000) |
| В | £15,070 - 19,830 | (2, 413, 000 - 3, 176, 000 $)$ |
| С | £17, 740 - 22, 700 | (2,841,000 - 3,635,000) |
| D | £20, 545 - 27, 955 | $(\S 3, 290, 000 - 4, 477, 000)$ |
| Е | £25, 055 - 32, 975 | (¥4,012,000 - 5,281,000) |
| F | £30, 610 - 45, 030 | (¥4,902,000 - 7,211,000) |
| G | £40, 330 - 53, 590 | $($ \forall 6, 458, 000 - 8, 582, 000 $)$ |
| Н | £48, 090 - 63, 690 | $($ \forall 7, 701, 000 - 10, 199, 000 $)$ |

表 3-4 一般職員の年俸 126

(5) 教育

任用された一般職員は、原則として採用段階で職務記述書に記述された職務を遂行する上で充分な教育・経験を有していることが前提となっている。他方、実際の業務におけるOJT等のほか、人事部門が開催する各種講演や教育プログラム等によって、能力向上の機会が確保されている。

また、TNA では、職年数や職務内容に関わらず利用することが可能な基金(Further Education Fund)を活用し、毎年一定数の TNA 職員が大学学位の取得に努めている 127 。

さらに、TNAでは、政府機関の行政職員を対象として、表 3-5 に示す 5 つの研修コースを実施している。

¹²⁴ 同委員会のサイトでは、公募中の職種を一覧することができる。以下のURLで、「Organisation」のカテゴリで「The National Archive」を選択して検索すると、TNA が募集するポストが閲覧できる。 (https://www.civilservicejobs.service.gov.uk/csr/index.cgi)

 $^{^{125}}$ TNA HP (http://apps.nationalarchives.gov.uk/foi/job-descriptions-salary.htm)

¹²⁶ 前掲(125)

^{. .}

¹²⁷ この基金では、授業料の 80%または年間 2000 ポンドのどちらか高い方が支給されることとなっている。

表 3-5 研修コース一覧

| コース | 概要 |
|------------------|-----------------------------|
| 評価選別マスターコース | TNA に移管すべき記録の評価選別に関する、行政機関職 |
| | 員向けの上級研修コース(1日) |
| 目録作成及び資料準備に関するマス | 行政機関職員向けの目録作成及び資料の準備(ファイリ |
| ターコース | ング、梱包等)に関する上級研修コース(1日) |
| 選別及び移管プロセス基礎コース | 記録の選別と移管に関する基礎研修コース(1日) |
| 電子記録の継続性確保に関する研修 | デジタル記録の長期利用性の確保に関する研修(1日) |
| 情報保全とサイバーセキュリティト | 上級情報リスク責任者、情報資源管理者に対する公共セ |
| レーニング | クター職員に対する情報セキュリティトレーニング |

3.2 公文書管理制度の運用実態

本節では、公文書管理制度の運用実態として、文書評価選別事務の実態、電子文書の整理及び長期保存、そして民間保有文書の保護及び口述記録について整理する。

3.2.1 文書評価選別事務の実態 128

(1) 評価選別事務の概要

イギリスの政府機関においては、1954年から 50年以上、「グリッグシステム」と呼ばれる二段階方式による記録の評価選別が実施されてきた 129が、記録の電子化やそれに伴う記録数の増加等の環境変化に伴い、近年、評価選別システムの改善が図られている。

また、評価選別事務を実施する主体としては、1958年公記録法に基づき、記録を作成した政府機関が責任をもって行うこととされており、TNAはガイドラインの策定や助言等を行うことによって、各政府機関における評価選別の調整・監督業務について責任を有することとされている。さらに、各政府機関においてDRO (The Departmental Record Officer, (記録管理官))と呼ばれる政府記録に関する担当官が配置されており、評価選別も含めた一連の記録管理が適正に行われるよう、責任をもって業務にあたっている。

¹²⁸ 本節の引用表記がない箇所の記述は、2016 年 2 月 26 日に実施された TNA インタビュー及び既存資料により構成されている。

¹²⁹ グリッグシステムとは、パーシー・ジェームス・グリッグ卿が議長を務めた「行政記録に関する王立委員会」が、1954年に公表した報告書において提言されたものである(http://www.nationalarchives.gov.uk/information-management/legislation/public-records-act/history-of-pra/)。同報告書は、このほかにも1958年公記録法の制定の端緒となるなど、イギリスの政府記録管理に関する重要な報告書となっている。

1) グリッグシステム

グリッグシステムは図 3-10 のとおり、大きく二段階の評価選別プロセスから成り立っていた。

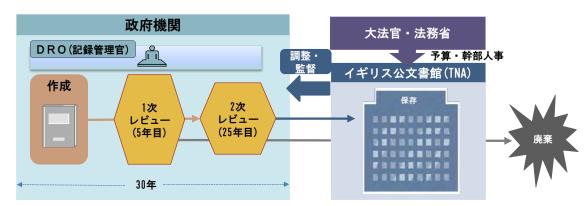


図 3-10 グリッグシステムの仕組み 130

まず、記録の作成から 5 年目の段階で、政府機関において記録を継続して利用する価値 (Business value) があるか、また将来的に TNA に移管する価値があるか (Potential archival value) という観点から、記録の一次評価が実施される。そして、記録の作成から 25 年目の段階で、歴史的な価値を有し TNA に移管すべき価値 (Archival value) があるかについて二次評価が実施され、移管価値があると判断された記録は、記録作成から 30 年以内に TNA に移管される ¹³¹。また、評価選別は、ファイルごとのレビューによって実施される。

ただし、近年、主に以下の理由によって、グリッグシステムによる評価選別の実行が難 しくなってきた。

グリッグシステムに関する近年の課題

- ・ 電子記録はフォーマットの問題等により、長期的な可読性が保証されないため、な るべく早い段階で、移管する価値を有するか否かを決める必要がある。
- ・ 電子記録の量や複雑性が急激に増加している。
- ファイルごとの評価選別は時間がかかり、効率的でない。
- ・ 後述のとおり、記録の保管期間が30年から20年に短縮されることとなっており、2013年からは、より多くの記録を短期間で評価選別しなければならない。
- ・ 組織改編の可能性を考慮すると、記録が作成された早い段階で評価されることが求められる。

¹³⁰ 次の資料を基に、三菱総合研究所作成。TNA「Best practice guide to appraisal and selecting records for The National Archives」

¹³¹ 安全保障や国防等、機密情報等についてはこの限りでない。

2) 新たな評価選別システム

上記の課題等に対応するため、イギリスにおいては新たな評価選別システムが取り入れられており、その概要を図 3-11 に示す。

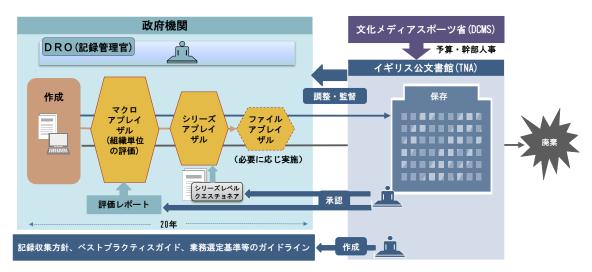


図 3-11 イギリスにおける評価選別システム(再掲)132

主なポイントを以下に整理する。

a. マクロ・アプレイザル

評価選別を行うにあたって、まず初めにすべきことが、組織単位での評価

(Departmental appraisal) を行うことである。これは、当該組織がどのような目標を持ってどのような業務を行い、どのような機能を担っているかを理解し、それに伴って作成される記録のうちどの記録が移管すべき価値を有するかについて、組織単位で評価を行うことであり、マクロ・アプレイザルと呼ばれることもある。

このマクロ・アプレイザルを実施するため、各政府機関は評価レポート(Appraisal report)を作成し、どの部署が作成するどの種の記録が移管する価値が高いか等について定めている。なお、TNA は評価レポートの雛形 ¹³³を作成するとともに、各省庁が作成した評価レポートを評価・承認している。

¹³³ TNA HP (http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/information-management/appraisal_report_template.rtf)

¹³² 次の資料を基に、三菱総合研究所作成。TNA「Best practice guide to appraisal and selecting records for The National」

b. シリーズ単位での評価

上記の組織単位での評価を経た後は、具体的にどの記録が移管する価値が高いかを、シリーズ単位で評価することとしている。シリーズ単位での評価にあたって、各省庁はシリーズごとの SLAQ(Series Level Appraisal Questionnaire,(質問票))を作成し、シリーズの作成時期や主体、目的等を明らかにすることで、当該シリーズが移管する価値を有するか否かについて判断している。なお、シリーズ単位での評価が難しいものについては、ファイルごとの評価が行われることとなる ¹³⁴。 TNA は SLAQ の雛形を作成するとともに、各政府機関が作成した SLAQ シリーズを承認している。

SLAQ は表 3-6 のような内容を含むシートである。

| 項目 | 内容・解説 | |
|------------|------------------------------------|--|
| タイトル | シリーズのタイトル | |
| シリーズ番号 | TNA が付番したシリーズ番号 | |
| 記録の分量 | ファイルの分量を記述 | |
| 作成者の氏名等 | 作成者の氏名や部署名を記述 | |
| シリーズの概要 | シリーズの概要を記述 | |
| ほかの機関が業務を所 | ほかの省庁が所管している業務で当該記録を所有 | |
| 掌しているか否か | している場合、保存の重要性が低いと判断され | |
| | る。 | |
| ケースファイルか | ケースファイル(ある事実、状況等に関する記 | |
| 否か | 録)はOSP48 ¹³⁵ に従って処理される。 | |
| ほかのシリーズでカバ | ほかのシリーズでカバーできる記録は保存価値が | |
| ーされているか | 低いと判断される。 | |

表 3-6 SLAQ の内容

c. 記録の移管期限の短縮

従来、政府機関は、移管すべき価値があると判断された記録は、記録作成後30年以内にTNAへ移管することとされていたが、2010年に法令が改正されてその期間が30年から20年に短縮された。この改正に伴う暫定的な措置として、表3-7のとおり、TNAは2013年から2023年までの間、毎年2年ずつの記録を移管することとしている。

¹³⁴ 例えば、一つのシリーズに、政策に関する記録と、個別案件の記録が含まれている場合等。

¹³⁵ 後述の業務別選別基準の第48分冊

表 3-7 移管実施年及び移行期間における移管対象となる記録作成年の関係

| 司紀秋悠中长左 | 30年ルールの下で | 20 年ルールの下で |
|---------|------------|-----------------|
| 記録移管実施年 | 移管対象となる作成年 | 移管対象となる作成年 |
| 2012 | 1982 | 1982 |
| 2013 | 1983 | 1983 及び 1984 |
| 2013 | 1903 | (20年ルールによる)移管開始 |
| 2014 | 1984 | 1985 及び 1986 |
| 2015 | 1985 | 1987 及び 1988 |
| 2016 | 1986 | 1989 及び 1990 |
| 2017 | 1987 | 1991 及び 1992 |
| 2018 | 1988 | 1993 及び 1994 |
| 2019 | 1989 | 1995 及び 1996 |
| 2020 | 1990 | 1997 及び 1998 |
| 2021 | 1991 | 1999 及び 2000 |
| 2022 | 1992 | 2001 及び 2002 |

こうした事情もあって、シリーズ単位での評価といった、評価選別事務の効率化が求め られている。

(2) 評価選別基準

上述のとおり、評価選別事務の基準としては、マクロ・アプレイザルにあたっての評価 レポートがある。また、TNAとしてどういった記録を収集し保管すべきか等について表 3-8に示すとおり、TNAが各種の文書・ガイドライン等を作成・発行している。

表 3-8 TNA が作成するガイドライン

| タイトル | 内容 |
|---------------|--------------------|
| 記録収集方針 | 政府記録の収集に関して基本的な方針 |
| | を定め、4つの基準を示している。 |
| ベストプラクティスガイド | 記録収集方針を実行するための補助と |
| | して、33の選定基準を示している。 |
| 業務別選別基準 (OSP) | 特定の政府機関の機能や、複数の政府 |
| | 機関にまたがる記録について、より詳 |
| | 細なガイダンスとなる文書。59 冊が |
| | 作成・公開されている。 |

1) 評価レポート (Appraisal report)

組織単位の評価(マクロ・アプレイザル)の実施にあたって基準となるものが、各政府機関によって作成される評価レポートである。評価レポートの雛形 ¹³⁶は TNA によって作成・公開されており、各政府機関が作成した評価レポートは、TNA によって内容が検討され、承認されることとなる。なお、後述の OSP において、政府機関の評価レポートが公表さているケースもある (例: OSP58:環境庁 (1996-2012) の評価レポート)。

評価レポートの雛形について、その構成は次のとおりである。

評価レポートの構成

第1章:背景情報

第2章:過去に(当該組織)からTNAに移管された記録

第3章:(当該組織)によって作成される記録の分析

第4章:選別すべき記録の提案

第5章:参考情報とフォローアップ

2) 記録収集方針

TNA として収集・保管すべき記録に関して基本的な方針を定めているのが「記録収集方針」である。どのような記録に移管すべき価値があるかについて、以下 4 つの基準が挙げられている ¹³⁷。

「記録収集方針」に示される、TNA に収蔵されるべき記録の基準

- ・イギリス政府における基本的な政策または活動に関する記録
- ・政府の組織及び意思決定プロセスに関する記録
- ・国民の生活について国家が影響を及ぼした事項に関する記録
- ・物理的環境について国家が影響を及ぼした事項に関する記録

3) ベストプラクティスガイド

各政府機関の記録管理を補助するためのものとして、TNA はベストプラクティスガイドを整備している ¹³⁸。このベストプラクティスガイドの中には、記録収集方針を実行するた

¹³⁶ TNA HP (http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/information-management/appraisal_report_template.rtf)

¹³⁷ TNA HP (http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/records-collection-policy-2012.pdf)

めの補助として、より詳細な評価選別の基準が示されている。具体的には、上記4つのカテゴリーに関する19の選定基準に、表3-9に示す(5)常に移管される記録及び(6)移管すべきでない記録に関する14の選定基準を合わせて33の選定基準が示されている。表3-9に主な選定基準を示す。

表 3-9 ベストプラクティスガイドにおける評価選別の基準

| カテゴリー | 選定基準 |
|-----------------|---|
| (1) イギリス政府における基 | ・ 国内外に対して大きな影響を与えた政策決定に関す |
| 本的な政策または活動に | る記録 (例:外交政策、警察、難民等) |
| 関する記録(6 つの選定 | ・ (コストやリスク、与えた影響等の観点から) 革新 |
| 基準) | 的、重要なプロジェクトに関する記録(例:ミレニ |
| | アムドームプロジェクト、新たな大英図書館を建設 |
| | するプロジェクト等) 等 |
| (2) 政府の組織及び意思決定 | ・ 政府上層部における行政活動に関する記録(例:内 |
| プロセスに関する記録 | 閣委員会における議事次第・議事録・資料 等) |
| (7つの選定基準) | ・ 組織の新設・統合・改廃等に関する記録 |
| | ・ 組織の民営化・国営化に関する記録 (例:イギリ |
| | ス国鉄の民営化)等 |
| (3) 国民の生活について国家 | ・ 個人・集団・場所・組織等に対して広範な情報を提 |
| が影響を及ぼした事項に | 供する収集データ (例:国勢調査等) |
| 関する記録(3 つの選定 | ・ 政府ウェブサイトに関する記録 等 |
| 基準) | |
| (4) 物理的環境について国家 | ・ 自然環境に影響を与えた策等に関する記録(例:原 |
| が影響を及ぼした事項に | 子力発電所の建設決定が周辺に与える影響に関する |
| 関する記録(3 つの選定 | 記録) |
| 基準) | ・ 政策の変更や先例となった、重大な出来事に関する |
| | 記録(例:口蹄疫等) 等 |
| (5) 常に移管されるべき記録 | ・ 1660年よりも古いすべての記録 |
| (2 つの選定基準) | ・ 内閣史で引用されている記録 |
| (6) 移管すべきでない記録 | 複製された記録(例:省庁間で配布された、政策資 |
| (12 の選定基準) | 料のコピー) |
| | ・ 短期的な価値しか持たない資料 等 |

 $^{^{138}}$ TNA HP (http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/information-management/best-practice-guide-appraising-and-selecting.pdf)

4) 業務別選別基準

上記の選定基準に加えて、TNA は OSP (Operational Selection Policy (業務別選別基準)) を発行している ¹³⁹。 OSP は、特定の政府機関の機能 (政府機関の支出や、外交政策等) や、複数の政府機関にまたがる記録について、より詳細なガイダンスとなるものである。 この OSP は、OSP 1 から OSP 60 までの 59 編 ¹⁴⁰が発行されており、例えば、特定の省庁に関する評価選別の基準 (例: OSP58:環境庁 (1996-2012) の評価レポート) や特定の法律に関する評価選別の基準 (例: OSP37:情報自由法に関する記録) 等が含まれている。

(3) 評価選別担当者の資格・資質等について

TNA の評価選別担当者については、特段の資格等は求められていないが、業務にあたり以下の配慮が求められているという。

- 担当する政府機関の業務特性を考慮すること
- 政府機関の了解を得た上で、透明性や評価選別の一貫性を確保すること

3.2.2 電子文書の整理、長期保存の実施又は検討状況

(1) 電子記録の定義

イギリスでは、法律や規則、ガイドライン等について電子記録に関する明確な定義が定められていない。

2000 年情報自由法 46 条における記録管理事例に関する大法官規則(以下「大法官規則」という。)では、9条1項に、各政府機関において記録の保存様式について決定すべき旨が記されている。

(2) 電子記録の長期保存に関する規則類

TNA が取りまとめた Digital Preservation Guidance Note: 1, Selecting File Formats for Long-Term Preservation¹⁴¹ (以下「長期保存ガイダンス」という。) では、フォーマット選択に関する考え方が示されている。長期保存ガイダンスに示される、長期保存フォーマット選定にあたって考慮すべき事項を、表 3-10 に示す。

¹³⁹ TNA HP (http://www.nationalarchives.gov.uk/information-management/manage-information/selection-and-transfer/selecting-records/osp-number/)

¹⁴⁰ 一部欠番・重複がある。

 $^{^{141}}$ TNA <code>[Selecting File Formats for Long-Term Preservation]</code> (https://www.nationalarchives.gov.uk/documents/selecting-file-formats.pdf)

表 3-10 長期保存フォーマット選定にあたって考慮すべき事項

| 項目 | 内容 |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 偏在性 (Ubiquity) | 広く利用され、長く有効なフォーマットであること。 |
| サポート (Support) | ソフトウエアのサポートが継続されること。 |
| 公開性 (Disclosure) | JPEG や PDF など、広く一般に利用されている汎用性 |
| | の高い技術または無償で提供されるフォーマットであ |
| | ること。 |
| 品質 (Documentation Quality) | 単に読みとれるだけでなく、新しく開発されたアクセ |
| | スソフトウエアに対し、正確かつ十分な認識を可能に |
| | する満足のいく品質のフォーマットであること。 |
| 安定性 (Stability) | 新しいソフトにおいても互換性が維持されること |
| 識別性 | 容易にバージョン情報の確認や検査ができること |
| (Ease of Identification and | |
| Validation) | |
| 知的財産 | 知的財産の管理について考慮されていること |
| (Intellectual Property Rights) | |
| メタデータサポート | メタデータが利用できること |
| (Metadata Support) | |
| 複雑性 (Complexity) | 過度に複雑なフォーマットでないこと |
| 相互利用性(Interoperability) | ユーザやシステム間での相互利用性があること |
| 生存性 (Viability) | ファイルの正常性が検証できること |
| 再利用性(Re-usability) | 再利用の価値が認められるデータの処理が可能になる |
| | よう、その処理機能を保持すること。 |

また、TNA では政府記録をスキャナ等で電子化する際の取扱方法、使用機材、保存の際 のファイル形式・規格、メタデータの様式など、電子記録の長期保存に関するルールにつ いて詳細に定めている 142。

また、大法官規則では、頻繁に参照する必要性がなくなった電子記録が、偶発的もしく は不正に削除または修正されること等への対策として、オフラインで保存することやバッ クアップ、遠隔地保存を行うことが推奨されている。

(3) 電子記録の整理及び長期保存に関するシステム

イギリスには、アメリカの ERA のような、現用段階のレコードスケジュールから記録の 移管・公開までの機能を包括的に提供するシステムはないものの、TNA は物理的な媒体等 を通じた電子記録の受入れを従来から実施している。また、TNA は政府機関のボーンデジ

¹⁴² TNA HP (http://nationalarchives.gov.uk/documents/information-management/digitisation-atthe-national-archives.pdf)

タル記録を電子的に受け入れる取組を試行的に実施している ¹⁴³。電子記録を受け入れるにあたって、TNA は以下の取組を行っている。

1) ソフト

電子記録を TNA で受け入れる際には、ファイルの重複がないか、日付の整合性が取れているか等、記録の正常性を確認する。この確認作業には、イギリスで独自に開発している「DROID」という名称のソフトを活用している。受け入れた電子記録については、非公開情報の確認が行われる。イギリスでは専用のソフトを開発中であり、膨大なファイルから非公開情報を自動で抽出することを目指している。

2) ファイルフォーマット情報提供サービス

TNAのウェブサイトには、作成した電子ファイルの保管にあたって、どのファイルフォーマットを選べば良いかという情報を検索可能な、データベースファイルフォーマット情報提供サービス (PRONOM) が設置されている。各政府機関が本サービスを事前に活用することで、TNAによる作業の負担減少につながる等、電子情報管理の利便性向上が図られている。

3.2.3 民間保有文書の保護の実態 144

民間保有文書等については、公記録法上明示的に保存対象となっている訳ではないが、NRA¹⁴⁵ (National Register of Archives (全国アーカイブ登録局))が、官民及び国内外を問わずイギリスの歴史に関わる全ての史料の情報を集約している。NRA は HMC (Historical Manuscript Commission (王立手稿史料委員会)) 内の組織として 1945 年に発足したが、2003 年に HMC が PRO と統合した後は、TNA の一部門として活動している。

NRAでは、イギリス全土のアーカイブ所蔵機関及び個人から報告された歴史史料に関する年次報告書や、各地域の選任担当者と所蔵機関が緊密な情報共有を行う「ピッチシステム」を通じて、史料の情報を収集している。

オンライン上の検索システムについては、これまで NRA インデックスにより行われてきたが、2013 年のホームページ「Discovery¹⁴⁶」開設以降は、旧来の検索サービスを統合す

¹⁴³ メアリーグレッドヒル「イギリス国立公文書館におけるボーンデジタル記録管理の課題」(http://www.archives.go.jp/news/pdf/151106gledhill_ja.pdf)

¹⁴⁴ 本節の記述は、別掲のほか、次の資料を参照の上記述した。渡辺悦子「イギリス国立公文書館の連携 事業」『アーカイブズ』,第 54 号,2014,国立公文書館

¹⁴⁵ UKAD HP(http://www.ukad.org/UKAD-Indexing-Tutorial/national_register_of_archives.html)

¹⁴⁶ TNA HP (http://discovery.nationalarchives.gov.uk/)

る形で拡張が進められてきている。2014年には類似の活動をしている A2A(Access to Archives)と統合されている 147 。

3.2.4 口述記録 (オーラルヒストリー) 等

TNAでは、特段の収集活動は行っていないが、上述の Discovery 等を通じて、口述記録の所在情報を提供している。

3.3 地方の公文書管理との関係

TNA は公記録法に定められているとおり、政府機関に関する記録を取り扱う組織であり、 基本的に地方政府の記録の移管を受けることはない。従って、権力関係は存在しないが、 一部地方の公文書館との連携などが見られる。

3.3.1 地方の公文書管理等との役割分担(法令等により規定された内容)

地方政府における記録保存については、公記録法ではなく地方政府法により定められており、地方政府がそれぞれの公文書館を設立している。予算、人材面においても独立しており、TNAと地方の文書館との間に指揮命令関係は存在しない。

3.3.2 地方の公文書管理等との連携の実態(法令や権力関係によらない協力)

TNA は、アーカイブが国の歴史に不可欠なものであり、コミュニティの境界にかかわらず有効に活用されるべきであると考えている。そのため、戦略プロジェクト(Strategic Engagement)チームが、地方政府協会(The Local Government Association)の協力を得ながら様々な活動を行っている。具体的には、地方に点在している貴重なアーカイブを探し出し、より多くの国民と共有するための活動、地方のアーカイブ所蔵組織間の連携支援、アーカイブ所蔵組織の能力向上支援等の活動を行っている。近年の主な活動を表 3-11 に示す。

¹⁴⁷ Jonathan Cates 「Discovery: Developing a National Archives Catalogue」 (http://www.nationalarchives.gov.uk/wp-content/uploads/sites/13/2016/01/Discovery-Copenhagen-Paper-Jonathan-Cates-2.pdf)

表 3-11 TNA と地方のアーカイブ所蔵組織との連携例 ¹⁴⁸

| 活動名 | 連携先 | 概要 |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| ロンドンアーカイブ | ALCL (The Association | ロンドンエリアのアーカイブ所蔵組織 |
| パートナーシップ | of London Chief | 間の連携を図るため、効率的かつ費用 |
| (LAP) | Librarians (ロンドン | 対効果の高い実施体制に関する調査を |
| | 主任司書協会)) | 実施。共通のポータルサイト設定や第 |
| | | 一次世界大戦に関する情報の共有等を |
| | | 検討。 |
| アーカイブ+ | マンチェスター郡記録 | マンチェスターの歴史をより多くの |
| | 局、マンチェスター図 | 人々に知ってもらうため、マンチェス |
| | 書情報公文書館、マン | ター郡にある群、市、大学が保有する |
| | チェスター大学図書 | 図書館、公文書館が連携し、新たな展 |
| | 館、ほか4館 | 示・プログラムを企画。来場者増加に |
| | | よる収益増も目指す。 |
| マグナカルタ制定 800 | ロンドンメトロポリタ | ロンドン特別区 50 周年を記念し開設さ |
| 周年及びロンドン特 | ンアーカイブ | れたギャラリーのオープニングセレモ |
| 別区 50 周年との連携 | | ニーとして、ロンドン市にも歴史的に |
| | | 深い関わりのある 1297 年マグナカルタ |
| | | (ロンドンメトロポリタンアーカイブ |
| | | 保有)を展示。マグナカルタ制定 800 |
| | | 周年及びロンドン特別区 50 周年が同じ |
| | | 2015 年であったことによる連携企画。 |

 $^{^{148}}$ TNA HP (https://www.nationalarchives.gov.uk/documents/archives/transformin-local-archiveservices-a-new-collection-of-13-case_studies.pdf)